

【愛知県ソフトテニス連盟中学校部会規約】

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本部会は、愛知県ソフトテニス連盟中学校部会という。設立年月日は平成2年4月1日とする。

(事務所)

第2条 本部会は、次に掲げる所に事務所を置く。

名古屋市天白区中平4-701 名古屋市立平針中学校内

(支 部)

第3条 本部会は、名古屋・西尾張・東尾張愛日地区・東尾張知多地区・西三河・東三河・私学を支部とする。

第2章 目的および事業

(目 的)

第4条 本部会は、愛知県における中学校ソフトテニス競技を統轄し、代表する団体としてソフトテニスの普及ならびに振興を図り、もって心身ともに健全な中学生の育成に寄与することを目的とする。

2 本部会は、愛知県ソフトテニス連盟に加盟し、中学校支部として活動する。

(事 業)

第5条 本部会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) ソフトテニス競技の講習会、研修会の開催
- (2) ソフトテニス競技の普及活動
- (3) ソフトテニス競技の各種大会の開催
- (4) ソフトテニス競技の各種大会の代表選考並びに派遣
- (5) ソフトテニス競技の競技規則の指導
- (6) ソフトテニス競技の審判員ならびに指導者の育成
- (7) その他目的を達成するために必要なこと

第3章 加 盟 団 体

(条 件)

第6条 本部会は、愛知県内の中学校のソフトテニス部を加盟団体とする。

2 前項の規定によることが困難な場合は、理事会の承認を得て、中学校のソフトテニス部に準ずる団体を加盟団体と認めることができる。

(加 盟)

第7条 本部会に加盟しようとする団体は、(財)日本ソフトテニス連盟の「新規団体作成申請用紙」を事務局に提出するものとする。

(会 費)

第8条 加盟団体は、団体登録料(男女別各3,000円)を、毎年4月末日までに納入しなければならない。ただし、5月初旬までに大会を開催する支部については、大会当日に団体登録料を徴収して支部から一括納入することも認める。

- 2 加盟団体は、団体を構成する部員から、(財)日本ソフトテニス連盟会員登録料を徴収し、毎年6月末日までに(財)日本ソフトテニス連盟に直接納入しなければならない。ただし、追加登録については随時納入するものとする。
- 3 納入された団体登録料および(財)日本ソフトテニス連盟会員登録料は、いかなる事由があっても返還しない。

第4章 役員

(役員)

第9条 本部会には次の役員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 若干名
- 理事長 1名
- 理事 13名(名古屋4名、西尾張2名、東尾張愛日地区1名、東尾張知多地区1名、西三河2名、東尾張2名、私学1名)
- 監事 若干名

(役員を選任)

第10条 会長および副会長は、理事会において選任する。

- 2 理事および監事は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 理事長は会長が委嘱する。

(役員職務)

第11条 会長は、本部会の業務を総括し、本部会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事長は、会長および副会長を補佐し部会業務を執行する。
- 4 理事は、各支部の支部長および副支部長を兼務し、理事長の命を受けた業務を担当し処理する。
- 5 会長、副会長および理事は理事会を組織する。

(監事職務)

第12条 監事は、本部会の業務および資産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 収支ならびに資産状況を監査すること。
- (2) 業務執行状況を監査すること。
- (3) 監査の結果不正の事実を発見したときは、理事会を招集し報告すること。

(役員任期)

第13条 本部会の役員任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行うこととする。

(役員解任)

第14条 役員が次に掲げる各号の一に該当するときは、理事会の現在数の3分の2以上の議決により役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐え得ないと認められるとき。
- (2) 役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。

(役員の報酬)

第15条 役員は無給とする。

- 2 役員には費用を弁償することができる。

(顧問)

第16条 本部会に、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、本部会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本部会の運営に関する重要な事項について会長の諮問に応じ、意見を述べる
ことができる。

第5章 理事会

(理事会の招集)

第17条 理事会は年2回、愛知県中小学校体育連盟運動部会終了後に開催する。(定例理事会)

- 2 前項の規定によらず、会長、副会長または理事長は、緊急やむを得ない理由があると認められたときは、理事会を招集することができる。(緊急理事会)

(議長)

第18条 理事会の議長は理事長とする。

(定足数)

第19条 理事会は、会長、副会長、理事長および理事現在数の過半数の出席がなければ開催することができない。

ただし、当該議事について書面等をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

(議決)

第20条 理事会の議事は、出席者による過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第6章 委員会

(委員会)

第21条 本部会の事業を遂行するため会長が必要と認めたときは、各種の目的にそった委員会を設けることができる。

- 2 前項に定める委員会の委員は、理事およびソフトテニス経験者等から会長が委嘱する。
(準用規定)

- 3 委員には、第13条から第14条までの規定を準用する。この場合においてこれらの規定中「役員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第22条 本部会の資産は、次のとおりとする。

- (1) 加盟団体の団体登録料
- (2) 基金から生ずる収入

- (3) 事業に伴う収入
- (4) 地方公共団体等からの補助金
- (5) 愛知県ソフトテニス連盟からの強化普及支援費等
- (6) 寄附金品
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第23条 本部会の資産は、会長より会計業務を委嘱された理事（以下、会計業務担当理事という）が管理し、金融機関の預金等により安全確実な方法で保管することとする。

(経費の支弁)

第24条 本部会の事業遂行に要する経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第25条 本部会の事業計画および収支予算は、毎会計年度開始前に会長が作成し、理事会の議決を得て定める。

(事業報告及び収支決算)

第26条 本部会の収支決算は、毎会計年度終了後、第1回定例理事会開催までに会計業務担当理事が作成し、事業報告書および収支決算書とともに監事の意見を付し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 本部会の収支決算に剰余金が生じたときは、理事会の議決を経て、その一部もしくは全部を基金に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第27条 本部会の会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

- 2 本部会の会計に、特別会計を設けることができる。

第8章 規約の変更

(規約の変更)

第28条 この規約の変更は、理事会において理事現在数の3分の2以上の同意を得なければ変更できないこととする。

第9章 雑 則

(委 任)

第29条 この規約に規定するもののほか、実施について必要な事項は理事会の議決を経て別に定める。